

決議案第2号

決議案について

別紙のとおり「高見博道議員に対する問責決議（案）」を議決されたく加西市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年12月22日

加西市議会議長 原 田 久 夫 様

提案者 加西市議会運営委員長 土 本 昌 幸

## 高見博道議員に対する問責決議（案）

市議会議員は選良であり、議会としての品位と秩序の保持に努めることは自明である。

今回、議会事務局管理の USB メモリーを高見博道議員が自宅に持ち帰り 18 日間にわたって返却を怠っていたことは、故意ではなくとも許されるものではない。現に令和元年に個人情報が入った USB メモリーを市職員が紛失した際は、厳しく執行者の管理体制を問いただした経緯もあり、議会においてあってはならない事案である。

よって、高見博道議員に対し、強い意志を持ってその責任を問うものであり、この問責決議を重く受け止め反省を促すものである。

以上、決議する。

令和 4 年 1 2 月 2 2 日

兵庫県加西市議会